

ID: 59

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町キリン体育館及びキリン運動場の設置並びに管理に関する条例 第10条		
例 規 番 号	平成22年条例第19号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料) 第10条 使用者は、別表1及び別表2に定める使用料を、止むを得ないと認められる場合を除き、使用許可を受けた日に納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日